

# 総務財政委員会記録(No.33)

1 日 時 令和6年10月4日(金)  
午前10時00分 開会  
午前11時33分 閉会

2 場 所 第6委員会室

## 3 出席委員(10人)

委員 長	佐藤 栄作	副委員 長	三宅 まゆみ
委員	村上 幸一	委員	戸町 武弘
委員	成重 正文	委員	岡本 義之
委員	大石 正信	委員	篠原 研治
委員	井上 純子	委員	村上 さとこ

## 4 欠席委員(0人)

## 5 出席説明員

デジタル政策監	中村 彰雄	デジタル市役所推進室長	徳永 篤司
情報システム担当部長	井上 尚子	情報セキュリティ担当課長	吉藤 孝一郎
政策局長	小林 亮介	政策部長	木村 亮
政策調整担当課長	諸熊 武史	総務市民局長	三浦 隆宏
総務部長	滝 剛	市民部長	岩村 恭代
区政推進課長	森本 康成	区役所窓口担当課長	三浦 雄一
財政・変革局長	武田 信一	財務部長	木下 孝則
財政課長	徳永 準也	税務部長	長濱 信秀
税制課長	喜多川 幹生		外 関係職員

## 6 事務局職員

委員会担当係長	松永 知子	書 記	古園 美嘉
---------	-------	-----	-------

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	4日は議案の審査、7日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第117号 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	議案の審査を行った。
3	議案第118号 北九州市市税条例等の一部改正について	
4	議案第126号 北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	
5	議案第128号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第2号）のうち所管分	

## 8 会議の経過

（9月3日付人事異動に伴う人事紹介を受けた。）

○委員長（佐藤栄作君） それでは、開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり4件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、10月7日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第117号、118号、126号及び128号のうち所管分の以上4件について一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いいたします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。デジタル市役所推進室長。

○デジタル市役所推進室長 着座にて失礼いたします。

それでは、デジタル市役所推進室から提出しております条例議案1件につきまして、お手元のタブレットの議案第117号概要資料を基に御説明いたします。

議案第117号、北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正については、改正概要にございますとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づきます地

域生活支援事業において、他機関との情報連携を開始するため、本条例に事務を追加するものです。また、関係法令が改正されたことに伴いまして、当条例において当該法令を引用している箇所の文言の整理など、関係規定を改めるものです。

この条例の施行期日は、公布の日となっております。

以上で議案第117号についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 総務部長。

**○総務部長** 続きまして、総務市民局提出の一般議案1件について、お手元のタブレット、令和6年9月定例会提出議案概要に従いまして御説明いたします。

タブレットの2ページを御覧ください。

議案第126号、北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について御説明いたします。

マイナンバーカードに搭載している電子証明書につきましては、カードの交付から5回目の誕生日が電子証明書の有効期限となっております。マイナポイント交付によりカード保有者が急増しました令和2年から5年後に当たります令和7年度以降は、電子証明書の更新対象者などが急増いたします。このため、令和7年7月以降、市内郵便局10局におきまして、新たに電子証明書の発行、更新等の業務の取扱いが行えるよう、北九州市の特定の業務を取り扱わせる郵便局として指定するものでございます。

指定期間は、令和7年7月1日から令和8年3月31日までとしております。

以上で総務市民局の提出議案についての説明を終わります。御審議いただき、御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○委員長（佐藤栄作君）** 税務部長。

**○税務部長** 続きまして、議案第118号、北九州市市税条例等の一部改正につきまして、市税条例等改正議案説明要旨により御説明いたします。

タブレットでは、市税条例等改正議案説明要旨ファイルをお開きください。

タブレットの1ページを御覧ください。

この議案は、地方税法の一部改正等に伴い、北九州市市税条例等の関係規定を改正するものでございます。

1つ目は、公益信託の見直しに係る個人市民税の対応として、市税条例第22条の3を改正するものです。この改正は、公益信託制度の見直しに伴いまして、所得税における寄附金控除及び個人市民税における寄附金税額控除の適用関係が整理されたため、市税条例においても同様に改正を行うものでございます。

2つ目は、地方拠点強化税制の対象拡大に係る固定資産税の対応として、市税条例附則第15条の2及び附則第15条の7第1項並びに附則第15条の8第3項を改正するものでございます。

この改正は、地域再生法に基づいて整備される本社機能や研究所などのいわゆる特定業務施設等に係る固定資産税の不均一課税に関する改正でございます。不均一課税とは、公益上などの目的により条例に規定することで、一般の税率、固定資産税は1.4%でございますが、これと異なる税率で課税できる仕組みでございます。今回、同法に基づく支援の対象として、特定業務施設の新設に併せて整備される保育所などの特定業務児童福祉施設が追加されましたことから、本市の不均一課税の対象に当該施設を追加するとともに、適用に必要な申告書の記載事項に係る規定を整備するものでございます。

次のページをお開きください。

最後は、公益信託に関する法律の施行に伴う経過措置に関する個人市民税の対応として、北九州市市税条例及び法人等の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例附則第2条を改正するものです。この改正は、さきに御説明しました公益信託に係る個人市民税の寄附金税額控除に関する改正により、過去の条例改正に係る経過措置の規定が影響を受けますため、必要な規定の整備を行うものでございます。

議案第118号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第128号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち総務財政委員会所管分につきまして、補正予算に関する説明書により説明させていただきます。

タブレットでは、12の4、令和6年度9月補正予算説明書ファイルをお開きください。

タブレット8ページを御覧ください。

金額の説明は、100万円未満の数字は省略させていただきます。

まず、歳入について御説明いたします。

18款2項1目総務費国庫補助金の補正額1,000万円は、マイナンバーカード電子証明書の更新等環境整備事業に必要な財源として計上するものでございます。

次に、タブレット10ページを御覧ください。

23款1項1目繰越金の補正額は1億6,500万円で、令和5年度決算剰余金の一部を歳出予算の補正に伴う財源として計上するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

タブレット13ページを御覧ください。

2款3項1目企画振興総務費の補正額3,000万円のうち所管分は900万円で、眺望スペースから官営八幡製鐵所旧本事務所までの見学ルートの整備に要する経費でございます。

タブレット14ページを御覧ください。

2款6項1目戸籍住民基本台帳費の補正額1,000万円は、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新手続の急増に対応するため、専用端末の増設等に要する経費でございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたします。

タブレット28ページを御覧ください。

マイナンバーカード電子証明書の更新等環境整備事業、限度額9,300万円は、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新手続等の急増に対応するため、令和7年度の環境整備分として債務負担行為を新たに設定するものでございます。

以上で議案第128号、令和6年度北九州市一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

**○委員長（佐藤栄作君）** これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。大石委員。

**○委員（大石正信君）** それでは、私から質問します。

まず、議案第117号、北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について。先ほど説明がありましたように、地域支援事業で個人番号、マイナンバーを使用するもので、転入者が障害者サービスで紙おむつやベッドを利用する際に、前に住んでいた他の自治体から、個人番号の情報を得ることができるとしています。個人番号、いわゆるマイナンバーを使わなくても地域支援事業が受けられるようになっているのか。

次に、議案第118号、北九州市市税条例等の一部改正について。先ほど部長から説明がありましたけども、地域再生法の一部改正に伴って、特定業務施設に関わる固定資産税の不均一課税の適用対象を拡大すると。いわゆる公益信託制度で、ある事業に寄附をして、公益性があれば所得税や個人市民税に対する優遇をする制度だということですが、そもそも公益信託では自己信託はできないと聞いていますが、委託者の親族、関連企業が受託者になることは排除されていないのではないのでしょうか。そうすると、課税漏れや身内の利益確保にこの制度が使われるのではないかという懸念も指摘されていますが、これを防ぐ法律はどのようなものがあるのか。

次に、地域拠点化で、本社機能が東京から来れば、それに対して税金を優遇するということですが、企業の保育所だとか児童福祉施設についても税を優遇する制度だと思いますが、先ほど1.4%とか言われましたけども、どのような税金の優遇の割合があるのか教えてください。

次に、議案第126号、北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について。マイナンバーカードは5年に1度の更新ですが、5年前に区役所ではこれを登録する人が増えたということで、今回、来年7月から郵便局10施設に拡大するというものですが、郵便局にマイナンバーの更新をさせるわけで、その際にいわゆる手数料だとか、事故が起こった場合の対応だとか、情報の漏えい対策などについての協定はきちんと結ぶのか。

最後に、議案第128号の補正予算について。10月から野菜や飲料水、食肉、加工食料品など3,000品目が値上げをされています。我が党は、本会議で、福岡市のように下水道料金の減免を要求しましたが、当局は拒否しました。物価が高騰し、年金や賃金が上がらないもとの、市民生活

は深刻な状況が続いています。本市としての物価高騰対策が見えないんですけども、この物価高騰対策について補正予算でどのように検討されたのか、まず伺います。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 情報セキュリティ担当課長。

**○情報セキュリティ担当課長** 議案第117号、北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正に関しましてお答えいたします。

まず、マイナンバーの利用に関しましてはあくまで任意でございまして、マイナンバーを利用せずとも手続等はさせていただくところでございます。ではございますが、マイナンバーを利用しない場合、他市などと情報のやり取りができませんため、他市から本市に転入された方に対しまして、必要な書類を事前に他市の窓口などでお取りいただき、それをお出しいただくようになるというお手間が発生すると考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 税制課長。

**○税制課長** 市税条例の改正につきまして2点御質問いただきました。

まず1点目、公益信託の関係でございますけれども、先ほど自己信託というお話がございました。公益信託法の所管は、国においては法務省になりまして、今、法律が具体的に改正された段階で、その施行は令和8年4月を予定していると伺っております。その中で、具体的な政令であったり省令や運用のためのガイドライン、そういったものを今作成中と伺っております。

その中での話なんですけれども、自己信託は、すみません、私個人の認識としては、自らの財産を自ら利用するための委託、自分を受益者とするような信託契約といたしますか、そういう形と認識しております。御質問のありました親族なり家族の利益、そういった御自身の利益確保に相当するということについては、一般の信託においては自己信託なのであり得るのかもしれないなと思われましてけれども、今回の公益信託につきましては、もともと公益信託自体がいわゆる万人の利益といたしますか、公益に資する事業を行うための信託行為でございまして、不特定多数の方の利益に使用するための信託行為と伺っております。ですので、まずそもそもの公益信託を認定する段階、所管行政庁が認可する段階において、そういった自己の利益とかといったようなところは排除されるのではないかと考えております。

具体的に防ぐ法律なり何なりがあるかというような御質問でしたけれども、そこについては、これから国で整備されるであろう政令、省令、またそのガイドライン、認可の基準、そういったところによって整えられるのかなと考えております。その点はちょっと所管から外れてしまいますので、そのぐらいの説明にさせていただきたいと思っております。

また、2点目ですけれども、地域再生法に基づく特定業務施設の不均一課税でございます。こちらについては、優遇割合という御質問でございました。

不均一課税は、先ほど御説明がありましたとおり、固定資産税において税率の特例という形で設定されております。本来1.4%の税率になっておりますところ、設置した初年度の課税においては10分の1となる0.14%、2年目につきましては4分の1となる0.35%、3年目につつま

しては2分の1となる0.7%、この3年間の特例措置となっておりまして、4年目以降は、通常の本則どおりの1.4%の税率を課税するというふうになっております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** 郵便局に委託するマイナンバーカードの電子証明書の更新の件についてでございます。

まず、手数料の取扱いについてお尋ねがありました。電子証明書の期限が到来して更新することに際しましては、電子証明書の手数料は無料となっております。なので、郵便局での取扱いもございません。

続きまして、実際に委託をするときの市と郵便局との間の件でございますが、そこはおっしゃられたとおり協定書をしっかり結びます。事故が起こったときの対応でございますとか秘密の保持義務、その件についても協定書で、これはいろいろ委託していますので、全国の郵便局は全国の自治体と同じように協定書を結んでございます。

そして、実際に郵便局の局員でございますが、郵便局と自治体との委託に関しましては法律が別に定められておりまして、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の中でもやはり秘密の保持義務がしっかりうたわれております。それと、この特定の事務を郵便局員が行うに当たっては、罰則規定等は刑法等が公務員とみなして適用されると法律でもうたわれておりますので、その辺で担保されるのかなと考えております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区役所窓口担当課長。

**○区役所窓口担当課長** 郵便局の事務取扱に関して、セキュリティ一面での措置についてお答えさせていただきます。

この事務を取り扱うためには、住基ネットという国のネットワークに接続する専用の端末を整備する必要があります。郵便局に置くこの端末につきましては、郵便局に置くための専用の制限された機能になってございまして、電子証明書の更新以外のことできないという措置になっております。個人番号ですとか住民票コードの検索も閲覧できないという措置をされておりますので、システム面での措置はなされているという状況になってございます。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 財政課長。

**○財政課長** 物価高騰対策についてお答えいたします。

本会議でもいろいろ御答弁させていただいておりますが、まず物価高騰対策につきましては、やはり国と地方公共団体が連携協力を図りながら、それぞれの役割に応じて政策を効果的に実施していくことが大変重要と考えております。こうした中、国は全国一律の仕組みとして、低所得者向け給付金と定額減税、あと、ガソリンなど燃油価格の激変緩和対策の延長、8月から10月までにかけては電気・ガス料金の残暑乗り切り支援など、幅広い層にわたる支援策を実施しております。

こうした中、北九州市といたしましては、独自の対策として、令和6年度当初予算において、

年間を通じた給食食材の価格高騰支援、8月から来年1月までを期間としたプレミアム付商品券の発行支援事業などの独自対策を実施しております。

こういう物価高騰対策は非常に重要と考えておまして、今、新たに国でもいろんな物価高騰対策を検討しているという報道もありますので、アンテナを高く張っているいろいろな情報をキャッチしながら、適切に対応していきたいと考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** 個人番号について、地域支援事業で紙おむつやベッドなどについては前の自治体の情報を得るということで、大変便利になると思うんだけど、要するにマイナンバーをちゃんと提供しなければ利用できないというふうにならないように。あくまでも、先ほど答弁の中でマイナンバーカードは任意であると言われたわけで、それを誘導していくような形になっていくと強制になるし、それは任意で、番号を使うだけだということであるので、その辺については十分に配慮していただきたい。

次に、公益信託制度について伺って、自己信託についてはあり得ると。親族だとか自分の利益が出てくるようなことについては、これからガイドラインが出るということですけども、自分が寄附したお金が、財産は戻らないとなってますが、これからそれぞれの省庁がやっていたものを行政庁や都道府県が監督するということですけども、公益信託事務の費用に対する報酬等の管理費用の割合が過大にならないように抑止する法律、これはあるのでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 税制課長。

**○税制課長** 公益信託に係る費用、報酬に関しての御質問をいただきました。報酬に関して具体的に適正化するといえますか、そういった法律、具体的に法律として整備されているかどうかというのは、すみません、把握し切れていないんですけども、ただ、こちらについても適正な、主目的は公益に資することですので、それに応じて生ずる利益、信託銀行なりが信託を運用する上で利益が発生しないと事業としては成り立ちませんので、そういった利益の確保は当然あろうかと思いますが、その適正な範囲というのは公益信託の目的に沿う形といえますか、そこに抵触しない範囲で適正に管理監督されていくものと考えております。具体的な法的な根拠というのは私も把握しておりませんが、恐らくそういう形で今後ガイドラインといったところは整備されるのかなと思っております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** この公益信託制度は前からあるということなんですけども、ふるさと納税だとかも含めていろんな事件が起こっている。だから、その制度は公益に資するものに対して寄附をすれば税金が優遇されるということで、いい面もあるんですけども、やっぱり透明性、公平性の確保がきちっとされていかなければ、それが悪用された形で親族だとか自分の貯金にしていくだとか、そういう問題も出てくるので、本来、学術研究だとか奨学金とか学生寮とか美術館などについては公的な責任できちんと整備するべきだと思うんだけど、それを信託制度

に任せるということはおかしいんじゃないんでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 税制課長。

**○税制課長** 今御質問のありました美術館であったり学生寮であったりですが、今までは信託財産が金銭に限られていたと伺っております。そこが今回の公益信託法の改正に伴いまして、不動産であったりとか有価証券であったりとかそういったものを信託の対象にできるという改正が今行われていて、その施行を待っている状況と伺っております。

それで今の話になってくるわけですがけれども、いわゆる公的な、例えば市立の美術館であったりとか、そういった今既に公的なものとして管理しているものは、あくまで公的なものとして引き続き運営していくものであろうと思います。今回想定されているのは、例えば相続人のない高齢者の方がアパートとかを持っていらっしゃる、不動産、土地を持っていらっしゃる、そういった方々が亡くなった場合に遺言で、その建物を例えば学生寮として運用してほしいとか、空いた土地を地域の防災のために役立ててほしいとか、そういう公益のために、例えば信託銀行もしくはNPO、そういったところに預けて運用してもらおうといったようなところを想定しております。ですので、美術館、博物館とかも、例えば私的に持たれている美術品であったりとか、企業が運営している博物館であったりとかの運営を信託銀行等をお願いする、そういう仕組みを想定されていると思われまますので、直接公で既に運営している美術館であったりとかそういったものを公益信託の対象にするといったところは想定されていないのかなと思っております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** あくまでも公的なものじゃなくて、私的に公益性があることについて、信託制度で寄附をすれば税制が優遇されるということですが、やっぱり公平性とか透明性とかそういうあたりについてはきちっと注視して対応していただきますようお願いいたします。

次に、マイナンバーカードについて、令和7年、来年から10か所の郵便局に委託すると。5年前も、区役所ではマイナンバーカードの登録が殺到して、区役所の職員が土日も出てきて仕事をしなけりゃいけなかったということで、郵便局に依頼すると。小さい郵便局じゃなくて、一定の余力のある10か所に限っているということで、小倉北区でいえば中央郵便局だとか西局だとかとなっていくんだと思うんだけど、今でもゆうちょ銀行、郵便局はもう民間になりましたよね。そういうところで公務員と同じような守秘義務をさせることができるのか。情報漏えいについては、先ほど言われたように、端末については情報が見られないようになっていて、そういう契約書を結ぶと言われましたけども、果たして民間の職員に公務員と同じような守秘義務を守らせることができるんですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** 郵便局員の市の事務の取扱いについてでございますが、先ほどもちょっと触れましたが、郵便局は全国津々浦々、都市部にも山間部にもあるというスケール的なメリット

があるという中で、総務省、国でも従前から、これから郵便局を拠点としてぜひ活用していきたい、地域の住民の利便に供していきたいと、法律でもそういう規定を整備されております。地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律を定めまして、幾つかの特定事務については郵便局に委託をさせることができる、については、その業務をするに当たっては秘密の保持義務がありまして、もしもの場合には刑法の適用とかを公務員にみなした形で適用する、そういう罰則規定も設けているところでございます。

その中で、私どもも今回、来年度委託する予定にしておりますが、事前にまずはそういう法律のことも含めまして、操作手順、当たり前ではございますが個人情報保持義務につきましては時間をかけて十分な研修をしっかりと事前に行いたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** 罰則も含めて、また研修も進めて、情報漏えいについても対応していくと。システム上も住民票は見れないような形になっていると言われましたけど、郵便局だけじゃなくて銀行だとかJ Aだとか公的な機関はあると思うんだけど、そこら辺は何で対象に入っていないんですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** J Aとかも全国展開はしておりますが、やはり店舗数とか、先ほどもちょっと言いました、本当に全国津々浦々、山間部も含めましてというところでいうと、やはり郵便局が一番公益性というか、場所的にも全国の地域住民の利益に資することができるんじゃないかというところで、郵便局に特定の事務を扱わせることができるというふうに法律で定めたという経緯がどうもあるようでございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** ホームページで郵便局の取扱いを見ていたら、今のところ、ひもづけは銀行だけになっていますよね。ついでに郵便局もどうですかみたいな感じで書いてあるんですよね。だから、狙いが銀行から次は郵便局というのがあるのかなと思ったんだけど、本人以外の公的給付金の受取口座の誤登録が約14万件、マイナ保険証に他の情報が登録されたケースが7,400件、他人の年金記録が閲覧されたケースが170件、障害者手帳の誤登録が62件など、マイナンバーカードの問題をめぐってトラブルが相次いでいるわけですよね。守秘義務をさせますよ、システムについてはちゃんとしますよといっても、区役所の中でもこういう事件が起こっているわけですよね。だから、これを拡大していくことになれば、いや、ちゃんと罰則規定はありますよ、システム上はそうですよと言うけど、何でこのような情報漏えいが起こったのかということきちっと解明して、それを踏まえた形で対応しないと、研修はやりますよというだけで、本当に事故が防げるのか、そのあたりはどのように考えておられますか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区役所窓口担当課長。

**○区役所窓口担当課長** 今の郵便局に関して、情報の誤りやひもづけ誤りとかそういうことが

起きないのかという御質問にお答えさせていただきます。

今回郵便局に委託する内容は、電子証明書の更新という、この1つに限っております。電子証明書の更新というのは、マイナンバーカードのICチップの中にある電子証明書を御本人様の有効期限が切れたものを切り替える、これだけでございます。御本人様が持ってきているカードで人を特定して、住基ネットから新しい電子証明書をもって載せかえるという単純な操作だけですので誤ったひもづけというのは絶対に起きないという業務になってございます。今回の件に関してセキュリティーの事故が起きることはあり得ないと考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** そのチップを替えるんだから情報漏えいは起こらないと。

この負担は全額国費だと思うんだけど、写真とかなんかは個人負担になるんですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** 今回、写真は対象になりません。というのは、マイナンバーカードの本体には写真がついていますが、この更新は別の件になりまして、マイナンバーカード自体は、18歳以上は作ってから10回目の誕生日まで有効でございます。今回は、カードのICチップの中に入っている部分が5回目の誕生日までということでございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** カードは10年で、中のICチップを替えるだけということだけど、そうはいってもどういう事件が起こるか分からないんで、そのあたりは安心できるものではないと思うんで、二重三重にチェックをしていただきたいと思います。

最後に、補正予算についてですけど、予備費から電気代、ガス代9,800億円。2023年度から見ても6兆円のお金が国費として出されていますけども、電気、ガスの国の補助金は8月から10月までで、10月で切れるわけですね。この10月から、先ほど言いましたように約3,000項目の物価が高騰すると。だから、石破総理大臣は物価高騰対策について趣旨をにおわせておられますけど、きちんと国にも物を言っていたきたいし、本市独自の物価高騰対策は何かできないのでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 財政課長。

**○財政課長** 本市独自の物価高騰対策につきましては、基本的には国の重点支援地方交付金を活用しまして、今いろいろな対策を取っております。もう最大限活用しております。今のところ残高がない状況になっているんですけども、今、国で新たな経済対策をいろいろ考えていらっしゃいます。その中でこの重点支援地方交付金の拡充もあろうかと思っておりますので、情報をいろいろキャッチして、これから適切に対応していきたいと考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** 今、多くの市民の最大の関心事は物価高騰対策なんですよ。賃金や年金が物価高騰に追いついていない。賃上げはされたとしても大手だけであって、小さい企業な

んかではその恩恵を受けていないということで、この物価高騰対策に対する市民の要望にしっ  
かり応えた形で対応していただきたいと思います。

次に、その他の特定財源が12.2億円となっていますが、これは何でしょうか。

○委員長（佐藤栄作君） 財政課長。

○財政課長 これにつきましては、ワクチン接種の関係で、国の接種費用の単価の改定があり、  
その分につきまして国から全額、地方にお金がかかる形になっているんですけども、これは国  
から直接来るのではなくて、一旦、国の関係団体を通じて北九州市に入ってくるという形を取  
っていますので、その他特定財源という扱いをしております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 65歳以上の新型コロナウイルスの予防接種について、ワクチンが1万  
5,000円かかると聞いていますけど、全額国の負担になるのでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君） 財政課長。

○財政課長 今回単価が上がった分については、全額国費の負担になります。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 単価が上がった分ですね。分かりました。

いずれにしても、補正予算は非常に規模が小さいし、国の交付金がなければ、市独自の単費  
でやっていくのは非常に難しいと思いますけども、物価高騰に対する市民の切実な要望に対し  
て、国にもきちんと要望して、対応していただきますよう要望して、終わります。

○委員長（佐藤栄作君） ほかにありませんか。成重委員。

○委員（成重正丈君） 補正予算の企画振興総務費の官営八幡製鐵所旧本事務所見学ルート整備  
事業ですけども、これは900万円ということですが、事業内容、この900万円の使われ方を教え  
ていただきたいのと、眺望スペースから官営八幡製鐵所旧本事務所までの見学ルートの整備に  
要する経費なんですけど、これは今までなかったルートをつくるということなのかなと思いま  
して、その辺を教えていただければと思います。

○委員長（佐藤栄作君） 政策調整担当課長。

○政策調整担当課長 官営八幡製鐵所の旧本事務所の整備費用についてお問合せがございま  
した。

今回、補正予算で整備する内容といたしましては、委員が言われたように、眺望スペースか  
ら旧本事務所まで歩いて見学できるように、今、眺望スペースは柵で囲われた形になっており  
ますが、そこにゲートを設けて、さらに旧本事務所まで、歩道も古いのがあるんですけども、  
安全を確保するためにもう一度その舗装等をやり直しまして、あとは主要な工事用車両等が通  
る道路もありますので、そこに横断歩道を造るとか、そういった整備をする費用でございま  
す。あと、門扉のところに警備員とかそういった方が詰められるような部屋といいますか立哨室を  
造るところでございます。

今まではそういったルートはありませんでしたので、見学者の方は通常は眺望スペースから約80メートル離れた旧本事務所を見学していただいて、あとはバスツアーを年数回開催させていただいておまして、それは昨年度でありますと年4回、今年でありますと7回を今計画しているところでございます。それ以外については、旧本事務所の間近といたしますか、そこに立ち寄ることはできずに、眺望スペースから見学していただくという手法を取っているところでございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 成重委員。

**○委員（成重正丈君）** 80メートル先まで見えるということで、今までは相当厳しくて、製鉄所から入れないと聞いていたんですけども、80メートル延ばして、そこまでしか行けないということで、そこにまた柵みたいなもの、ゲートみたいなものがあるんですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 政策調整担当課長。

**○政策調整担当課長** 今回、歩道等を整備した先の旧本事務所の周辺については、柵等を設ける予定にはなっていないと聞いています。日本製鉄との協議の中で、今回ルートを整備するに当たっての条件といたしまして、平日ですとその周辺の道路の交通量が多いので、やはりそこは危険だということとして、土日祝を中心に活用していただきたいという注文をつけて、注文と申しますか、そういった条件をつけられているところでございます。それで、基本的には旧本事務所の近くに寄って内部を見学していただくことを考えているところでございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 成重委員。

**○委員（成重正丈君）** イメージ的には、あそこはレールが走っていますけども、そのレールを回避するような形で、要は眺望スペースから、製鉄所のレールがあって、それを遠巻きに行くような感じのイメージなんですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 政策調整担当課長。

**○政策調整担当課長** 眺望スペースの一番先と申しますか、眺望スペースの左側に今何本か線路があるんですけども、そこに沿うと申しますか、眺望スペースの先端から直線的に旧本事務所に向けて歩道を整備するというようなイメージになります。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 成重委員。

**○委員（成重正丈君）** じゃあ直線で旧本事務所の前まで行けて、そこで写真とかも撮れるんですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 政策調整担当課長。

**○政策調整担当課長** そうですね、そのとおりになりますけれども、ただ、毎日というわけではございません。年間どれぐらいというところは、今後、日本製鉄との協議になっておりますので、そのあたりはまた協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 成重委員。

○委員（成重正文君）分かりました。

これであればかなり観光客の方も来ていただけたと思いますので、せっかくであれば、今ウオーカブルな町というふうに私どもも進めていますけども、この眺望スペースから海岸線までの、製鉄所が見えるような、ちょうどインズ八幡のところとか、それから旧第一高炉のモニュメントのところも歩けるような感じだと、製鉄所が本当に栄えた町だなというのが分かると思いますので、局は違いますけども、進めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。私からは以上です。

○委員長（佐藤栄作君）ほかにありませんか。岡本委員。

○委員（岡本義之君）マイナンバーカードの件で、聞き漏らしていたら申し訳ないんですが、今回郵便局に指定する期間は来年の7月1日から令和8年の3月31日までとなっていますけど、この間、更新が予定される人はどれぐらいいらっしゃるのか。2015年10月からマイナンバーカードは始まっているので、そこから5年過ぎたら毎年この業務はあっていると思うんですけど、どれぐらい発生して、大体の数を見て、郵便局にお願いしないときがあるのか、その辺を教えてくださいいいですか。

○委員長（佐藤栄作君）区政推進課長。

○区政推進課長 電子証明書の更新の数についてでございます。来年度、令和7年度については、今想定している数が7区全部で12万6,000人から7,000人ぐらいを想定しております。その前年、今年度の当初の想定が2万8,000人ぐらいでしたので、2万8,000人が12万7,000人ぐらいになるという想定をいたしております。これは委員がおっしゃるとおり、ちょうど5年前のマイナンバーカードを交付した数をそのままスライドしたものと想定しております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）5年ごとと10年ごとで、電子証明書だけの更新と、マイナンバーカード自体の更新で、行政側としても、市民側としても、5年後と10年後とで作業量はあまり変わらないって考えていいんですか。来年5年後を迎える10何万の方は、その5年後はマイナンバーカード自体も更新になりませんか。その作業量というのはあまり変わらないのか。

それと、各区で1か所か2か所ぐらいの郵便局だと思いますけど、イメージなんですけど、通常、私は戸畑で、戸畑郵便局って1階にカウンターがあって、座って、業務をお願いして待っているとか、銀行によく似た感じなんですけど、このマイナンバーカードの手続は例えば違う階でやるとか、特別なブースを設けてやるとか、その辺はどんなふうに考えているかも併せて教えてほしいんですけど。

○委員長（佐藤栄作君）区政推進課長。

○区政推進課長 まず、更新の5年と10年の件でございますが、確かに今でしたら、同じタイミングになりますと、カード自体を満期になって再交付するときには必然的に電子証明書の更

新も同時に行われることとなります。ただ、2年後ぐらいを想定していると、国のホームページにも載っているんですが、次の世代のマイナンバーカードという、機能を若干見直したようなマイナンバーカードを今国で検討中でございますが、その節にはマイナンバーカードの本体の約10年の期限と合わせるような形で、電子証明書の期限も約10年と、同じようにできないかということで今検討がなされていると聞いております。

それともう一つ、郵便局での実際の手続、カウンターの件でございますが、日本郵便とのこれからの協議にはなるんですが、想定としては、同じ1階なら1階のカウンターの一角でというのを今想定しております。そういう容量、室内のカウンターのキャパ的にも大丈夫ということで、日本郵便が10局の郵便局を提示してこられているという状況でございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 岡本委員。

**○委員（岡本義之君）** 最後に、今後、市民の皆さんにはどういう案内をしていくのか、それを聞かせてください。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** 郵便局でできるという御案内は非常に重要だと思っております。通常のツールはもちろん活用させていただきます。市政だよりとか市のホームページですとか、市が管理しているSNSとかですね。そのほかに、もちろんビジュアル的に見えるもので、身近なところではポスター、チラシで、区役所や市民センターも市内に130か所ありますので、そういうところへの掲示、その辺は最低限必要かなと思っております。そのほか、まだはっきりとできないの検討はこれからなんですが、いろんなツールが今の世の中、動画を含めてございますので、そういうことができないかなというのはこれから考えさせていただきたいと思えます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 岡本委員。

**○委員（岡本義之君）** 最後と言いながら、もう一個。結局、12万何ぼという、来年これを区役所単独でやるとかなり混雑が予想されるということで、郵便局にもお願いすると。どこまでできるのか分かりませんが、この期間の中で行く側もちゃんと分散されたいんですけど、行ったらすぐ待っていたとか、そういうことをできるだけなくすために、情報として、本日は大変混み合っていますとか、何か情報で流せるような形とかもぜひ今後検討していただきたいなど。それは郵便局も含めてお願いしておきたいと思えますので、よろしく申し上げます。終わります。

**○委員長（佐藤栄作君）** ほかに。井上委員。

**○委員（井上純子君）** 私から何点か質問させていただきたいと思えます。

まずは、今回議案にある第126号の特定事務を取り扱わせる郵便局の指定について、関連してお伺いしたいと思います。

説明の中で、マイナンバーカードの中に搭載される電子証明書の5年更新に伴って、令和7年度の手続急増に向けた対応であるということは理解するんですけども、これについて、利用者からも、やはりマイナンバーカードに期待することはデジタルで便利になることを目的に作られた方もいらっしゃると思います、ただ結果として、搭載されている電子証明機能の更新手続は役所に行く必要があるのかと残念な声もいただいています。今回の郵便局の取扱いで変わることは、今聞く中でちょっと分からないんですけども、区役所だけではなく手続できる場所が増えるといっただけなのか、もっとデジタルで来所不要になっていくような展開が今後予想されるのか、教えてください。

次に、補正予算案についてお伺いします。

まず、令和6年度の補正予算の総額は規模として16億円程度でして、この中で評価するところが、財源調整用基金の取崩しが無いのかなというところと、一般財源の充当が1.7億円ということで、かなり財源のやりくりを頑張られているなという印象です。この9月のタイミングで、私は以前から、年度内にどうしても追加で予算が必要になってくるときに、当初組んだ予算に対して追加、追加ばかりで、予算の再配置、つけた予算の中で不要になった予算を必要な予算に充当していくという調整が、なかなか今までの財政局、市役所の中で積極的に行われなかったという課題を以前から指摘していたんですけども、今回24億円の減額補正がなされていて、まずはこれをとても評価しています。

ただ気になるのは、この中で市債発行額が約8億円発生してしまっていて、主に新日明工場建設事業に係る約16億円、ここが要因だと思うんですけども、ただ、それを抑えるために今回減額補正を24億円、道路橋りょうが9億円、河川が1億円、街路が4.5億円、公園建設4億円、市営住宅4億円、こういったインフラに係る部分が減額補正されていて、その理由が国の内示の結果を受けてだということなんですね。一方で、国の内示を理由にして、道路メンテナンス事業には約6億円追加が発生しているということなんです。

気になるのが、こういったハードは抑えたいんですけども、国が半分出してくれるのであれば市債発行をしてどんどん予算をつけちゃおうかという、これまでの北九州市の体質が表れていると考えています。本当に必要であれば予算をつけてよかったと思うんですけども、簡単に言うと、半額弁当だから、半額シールがあったから買っちゃって家で食べ切らないといった考え方であれば、今後の投資的経費の抑制を考えれば、本当に必要な予算だったのかと考える必要はあると思っています。国の内示がなければ、これらインフラ予算24億円の事業をやめるといった結果になったんですが、そもそもこの当初予算の時点でこれは本当に必要な予算だったのか、財政・変革局としてどのように考えているのか、教えてください。

また、今回の追加予算の道路メンテナンス事業6億円も、こういった理由で必要になったのか、教えてください。

また加えまして、この関連で、投資的経費は今620億円のルールがあると思いますけれども、

令和6年度においては計画どおり守られるのか、教えてください。

最後に、官営八幡製鐵所の旧本事務所見学ルート整備事業900万円について伺います。

こちらは約10年前に世界遺産に登録されまして、登録時のピークでは、関連施設のバスツアーも当時多くて、年間約5万人近く来場されていたと思います。ただ、直近では1万人程度しか来場がなく、非常に厳しい文化財産であったと認識しているんですけども、直近の来場者数はどの程度いるのか、また、今回のルート整備により期待することは何か、教えてください。

以上、第1質問を終わります。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** まず、マイナンバーカード電子証明書の更新方法についてです。オンラインで手続きができたならもちろん一番いいんですが、現状、電子証明書はマイナンバーカードのICチップの中に保管されているものでございまして、今回の更新はそのチップ内の電子証明書を新しいもの書き換えることとなります。そうすると、お手持ちのスマホとかパソコンではどうしても操作ができず、今現在区役所の窓口にあります住民基本台帳の統合端末という専用端末でしか書換え操作ができない。新しい電子証明書というの、国と地方が合同でつくっている団体でJ-LIS、地方公共団体情報システム機構というのが首都圏にあります。そちらから住民基本台帳ネットワークという専用回線を使って新しい電子証明が受け手の区役所の専用端末に送られてきて、そこで電子証明書の書換えが成立するという仕組みになっているものですから、どうしても今は区役所に行っていたかなきゃいけないということになっております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 財政課長。

**○財政課長** 投資的経費についてお答えさせていただきます。

まず、当初予算について、道路インフラ等がもともと必要なものだったのかというお話ですが、この620億円にする段階で、実は各局からはかなり大きな要求が来ることになります。その中で、事業の優先度を測りながら、この620億円という数字まで選択と集中を図りながら、しっかりと公共施設のインフラとか次世代投資につながるものを選択してやっておりますので、必要な予算であると考えております。

2点目の、今回の道路メンテナンスの関係なんですけれども、基本的には橋りょうの長寿命化とか橋りょうの定期点検というところで、市民の安全・安心に関わる事業とこちらも判断いたしまして、今回増額補正をしております。

最後に、620億円での対応ですけれども、当初予算では基本的に598億円からスタートしております。で、6月補正、今回の9月補正で、先ほどの減額補正もありまして、結果的には今593億円となっておりますので、620億円からすればまだ余力があるという形で、今後も進んでいくのではないかと考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 政策調整担当課長。

**○政策調整担当課長** 旧本事務所の見学ルート整備に関連してお問合せがございました。

まず、旧本事務所、眺望スペース等の見学者の数になりますけれども、見学バスツアーは平成27年度から開催しておりまして、平成27年度は計48回で1,028名の参加があったところでございます。直近で令和5年度、昨年度行いましたモニターバスツアーは、計4回で58名の参加者があったところでございます。こちらは定員80名だったんですけども、実際58名の参加者で、ただ、募集の倍率といたしましては8倍を計上しているところでございます。

それと、眺望スペースの入場者数の推移といいますか変化でございまして、平成27年度、初年度につきましては5万6,771名でございましたが、順次減少しておりまして、令和5年度になりますと、令和5年度、令和4年度は大体同じような数字になってございまして、1万人前後というところで、令和5年度は9,954名の入場者といいますか利用者がございました。

それと、期待するものでございまして、この整備によりまして、旧本事務所の内部や外部を近接にて見学できる機会が増やせるということでありまして、あと、間近で世界遺産を体験していただけるというところで、目指すところは世界遺産の保全への理解促進やシビックプライドの醸成を図るというところでございます。この見学ルートを活用して様々な企画も考えておりまして、世界遺産の価値を広く理解していただくであるとか、ものづくりの町としての歴史を知ってもらうというふうな、案内ガイドが同行した見学ツアーの開催も考えているところでございます。

平成27年度に世界遺産登録されました。来年、令和7年度は世界遺産登録10周年の節目の年になってございますので、より多くの方々に関心を持っていただけるように準備を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** ありがとうございます。

まず、マイナンバーカードの今後の電子証明機能の更新手続で、やはりデジタルは難しく、来所が必要になると、物理的に理解いたしました。ただ、やはり皆さん、もっと便利になると期待している方が非常に多いですので、ここは丁寧に周知いただきたいということを要望したいと思います。

続きまして、補正予算案について追加で伺いたいと思います。

620億円に収めるに当たり、まず第1要望はみんな620億円を超えてくる要求が来ながら、それを選択と集中で限られた予算で抑えていく、ここは基本的な考えだと思っているんですね。ただ今回、道路橋りょうの長寿命化は市民の安全に関わるから追加で6億円必要だね、これも必要だと私も思います。ただ、道路橋りょうだったり、市営住宅もそうですし、公園、街路、河川も全て、インフラというのは市民の安全に直結する、間接的でも直結するわけなんですよ。関係ないということは全くなくて。ですから、市民の安全というと、どれも正直に言うところを選びづらいものだと思うんですね。

そんな中で当初予算を組みながら、今回、国の内示の結果で24億円は減にしたということで、国の内示について具体的に教えてもらえればと思うんですけど、市が要望する中で査定された金額がこの金額になった理由が具体的に分かれば、教えてもらえればと思います。

**○委員長（佐藤栄作君）** 財政課長。

**○財政課長** 国の内示につきましては、各局から各省庁にいろいろ要望をして、その結果として内示が下りてくるという形になっておりますので、北九州市で国の内示が分かっているから予算を計上するというわけじゃなくて、基本的にはまず国に概算要望をして、その結果、年度に入った後に実際の内示の額が分かると、それに合わせて今回減額補正をしているという形になっております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** つまり、国に要望した結果、予算がつかなかったからということだと思うんですけど、数十億円かかってくる予算規模で、半分出るか出ないかというのはすごく大きなことなので、内示がつかなければ諦めざるを得ない部分は現実的に分かってはいるんです。今後の課題だと思うんですけど、予算要求では毎年度620億円以上が絶対来るわけですから、あればいいという予算はたくさんあるわけで、そういった中で、国の内示が取れるか取れないかも重要なんですけども、みんな手を挙げるときに、財政・変革局は査定が非常に難しいと思うんですけども、やはり緊急性というところは一番優先して今後も予算をつけていただきたいなど。難しいとは思いますが、今回みたいな追加費用のために減額補正をなされたということは評価したいと思いますので、今後も年度内の予算再配置、減額補正は引き続き積極的に、一般財源を抑えて支出を引き締める、そういったいい意味でけちになる財政運営を今後も心がけてほしいということを要望したいと思います。

最後に、官営八幡製鐵所の旧本事務所見学ルート整備事業について、ありがとうございます。来場者はピークのときは5万6,000人で、今はもう1万人を切っていると、大変厳しい状況だと再認識したものです。

ただ、今後ルートができるということなんですが、私も中に入って見学したことがあるんですけど、今までの課題というのは、日頃入れないだけではなく、以前、起業祭のときとかにも体験ツアーがあったんですけど、そういったときに行くと、社員が同行して、外を撮影してはいけないとか、結構制限がある体験ツアーだったなというふうに認識してしまっていて、こういったあたりはどうなるのか。ルートができて、近づいたところで写真撮影の自由度というか、ある程度規制が入ってくるものなのか、このあたりはどのように想定されているのか、詳しく分かれば教えてください。

**○委員長（佐藤栄作君）** 政策調整担当課長。

**○政策調整担当課長** 見学のときの取扱いといいますか運用についてお問合せがございました。

詳細についてはまだ日本製鉄と協議を進めておりますが、今委員が言われたような写真の制限とかは工場の運営に関わることでございますので、この向きは撮っては駄目とか、そういったところは引き続きあるものと考えているところでございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** ありがとうございます。

そういった自由度がない施設というのは、今の観光コンテンツではやはりオワコンにならざるを得ないんですね。美術館とかでもそうなんですけど、写真フリーなところは若者も来るし、観光客も今どこへ行っても写真を撮るんですよ。簡単に写真が撮れる時代だから、撮れないことで観光的な魅力がどうしても落ちてしまうという課題はあると思います。ただ、整備する以上、世界遺産に登録してしまいましたから、もうこれを取りやめるってことがなかなか北九州市としても難しいと思いますので、保存するのであればせめて市民にオープンな形で見る努力というところは、難しいとは思いますが、企業と進めていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

**○委員長（佐藤栄作君）** ほかにありませんか。村上さとこ委員。

**○委員（村上さとこ君）** よろしくお願いいいたします。私からも何点かお尋ねいたします。

まず、議案第117号の個人番号の利用に関する条例の一部改正に関連して、マイナンバーについてお伺いをいたします。

このマイナンバーの直近の普及率、そして、分かれば教えていただきたいんですけども、2015年からの普及に関連する国庫支出金の合計金額、そして最後に、マイナ保険証を今ひもづけされている市民からお問合せがあるので、教えていただきたいと思います。

ひもづけしているのを解除したいというお問合せを何件かいただいております。基本的には、解除希望者は加入する健康保険組合の窓口申請すると認識をしておりますけれども、国から地方自治体への解除の案内というのは今どういうふうに来ているのか。また、市にそういった問合せがあったときはどのように案内をしているのか。高齢になって、マイナンバーを使うことができないと、資格証明書で十分だという方のお声も何件か聞いておまして、どうしたらいいのかということに対応する意味でお伺いします。

次に、官営八幡製鐵所の見学ルート整備事業についてお伺いをいたします。

官営八幡製鐵所は、明治日本の産業革命遺産、製鉄・製銅、造船、石炭産業の構成資産であります。この見学ルートを整備するに当たって、さらなる世界遺産の価値の理解増進が1つ目的とされていると思いますが、世界遺産価値の理解というのをもう少し具体的に教えてください。

そして、ここの眺望スペースから施設まで歩いて見学することができるルートなんですけど、これは設計上、車椅子あるいは障害者の方の対応というのはどうなっているんでしょうか。具体的にそういった障害者団体の方のお声なども聴取しているのでしょうか。

以上、お伺いします。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** まず、マイナンバーカードの最初の2つについて先にお答えいたします。

マイナンバーカードの今の普及率、保有率ですが、北九州市は8月末の段階で75.1%となっております。

続きまして、マイナンバーカードは基本的に国の補助金で賄うような形になってございますが、マイナンバーカードの交付が開始されたのは平成28年1月で、そこからの合計は今持ち合わせて……。

**○委員（村上さとし君）** 後ほどで。

**○区政推進課長** 分かりました。

令和5年度の決算だけで言いますと3億1,500万円ほどでございました。年によって、そのときの交付の関係、数も全然違いますので、ちょっと範囲の波がございしますが、参考までに。また後ほど、出させていただきます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区役所窓口担当課長。

**○区役所窓口担当課長** お尋ねがありましたマイナンバーカードのひもづけの解除につきましてお答えさせていただきます。

マイナンバーカードでひもづけができる内容というのは2種類ございまして、公金受取口座、あとマイナ保険証となっております。

公金受取口座につきましては、マイナポータルという国の個人向けのインターネットサイトですけれども、これにアクセスしていただければ御自身で解除することが可能になっております。お知り合いの方とかがいない場合は、区役所にオンライン手続相談窓口というコーナーがありますので、そちらにお越しになって要望いただければお手伝いさせていただくということになっております。

一方、マイナ保険証に関してですけれども、これまではマイナ保険証の解除というのはいないことになっておりました。これは私どもには通知は来ていないんですけれども、インターネット上にマイナ保険証の解除についてという事務連絡の文書が厚生労働省から各保険者に出してございまして、その中では、近日中に保険者に対して解除の申出をすれば解除ができるというような内容がございました。こちらは私が直接通知を受け取ったわけではないんですけれども、インターネット上でそういう文書がありましたので、御紹介させていただきます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 政策調整担当課長。

**○政策調整担当課長** 見学ルート整備に関連しまして質問がございました。

まず、理解の増進でございしますが、世界遺産の価値を広く理解してもらおうということと、ものづくりの町としての歴史を知ってもらうというところがございます。

旧本事務所につきましては令和2年に、当時の姿を復元しております。そういった旧本事務所なんですけれども、1901年ということで、その内装でありますとかを実際に間近で見ただいて、当時の国の唯一の機関といいますか、そういった歴史を知っていただくというところ、それと関連で、当時の製鉄所の模様であるとかを写したガラス乾板の写真とかも展示しておりますので、当時の製鉄所の全体の姿であるとかそういったところを知っていただく。それと、様々な関与した人物もいますので、そういった人物も紹介させていただきながら、どういう経緯で官営八幡製鐵所が立地したであるとかを知っていただくというふうなところに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

今回のルート整備に関しましては、協議の中で、障害者の方が間近まで行けるような形にはなっておりますが、内部に入るところについてはそういった対応はしておりません。それに際して、障害者団体の声も聞いていない状況でございます。まず一つの理由といたしましては、世界遺産に指定しておりますので、そういった改造といいますか施しができないという制約条件がありますので、ルート整備に当たって意見を聞いていないという状況でございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上さとこ委員。

**○委員（村上さとこ君）** ありがとうございます。

マイナンバーカードなんですけれども、結局、市に聞いても、解除の方法、マイナ保険証とのひもづけ解除をしたいという人がいても、市に情報が全く来ていないということでもありますよね。しかし、市民がまず頼るのは市でありますので、そこは情報収集に努めて、何かお問合せがあったらお答えできるようにしていただきたいと思います。私も個人的に聞かれても、私自身も情報がなく、やはりインターネット上の情報でしかお答えすることができないんですけれども、市は国とのつながりがしっかりありますので、ぜひこれからの見通しなども含めて情報収集していただきたいと思います。

世界遺産については、価値というのが、当時の歴史、建物そのもの、関連人物なども合わせてのものだということが分かりました。北九州市としても、世界遺産は大切なものだというふうに認識していると思っております。

いつもそうなんですけれども、こういった歴史的なものだとか施設だとかで障害者の方々の声というのが排除されがちなんです。障害者団体の方とお話しする機会も多いんですけれども、やはり自分たちの声を聞いてほしいという要望がたくさんあります。今回、中に入れなくてとかそういうことはあっても、施設に関して障害者団体の方の声を聞いていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 政策調整担当課長。

**○政策調整担当課長** 見学ルートの整備については、今の眺望スペースから旧本事務所に至るまでの整備となっておりますので、そこについては、例えば車椅子でも通れるような状態にはな

ってございます。内部については今回の対象外となっていますので、そういったところについては今の委員の声も踏まえて今後考えていきたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上さとし委員。

**○委員（村上さとし君）** 眺望スペースから施設まで歩いて見学できるルートの部分だけでも、例えば道の素材であったりとか微妙な段差の引っかけりだとか、設計段階でも分かるようなことがあると思います。そこで、例えば幅もそうですし、車椅子の方、つえをついている方、いろんな方がおられますので、世界遺産でありますから世界各国からいろいろな方も来られると思います。そういった方に声を聞いていただきたいので、ぜひ障害者団体の方に声を聞いていただきたいと思います。

市の基本的な姿勢として、何か建物を設計するときとか何か造るときって障害者団体の方のお声を基本的には聞いていると認識しているんですが、どうなんですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 政策調整担当課長。

**○政策調整担当課長** 私は本件の担当でございますので、市の一般論というところは答える立場にないと思っています。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上さとし委員。

**○委員（村上さとし君）** ただ、一般論として聞いていると思うんですね。複合公共施設だとか何とかいろいろありますけれども、今回の場合もぜひ直接声を聞いていただきたいと要望して、終わります。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** 補足で、すみません。先ほど、マイナ保険証のひもづけの件がございました。委員のおっしゃるとおり、我々もマイナンバーカード関係の情報収集に努めてまいる所存です。マイナ保険証に限って言いますと、所管としては市役所の中では国民健康保険で保健福祉局が所管している部分でございますので、そちらにも御意見を伝えておきたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上さとし委員。

**○委員（村上さとし君）** ありがとうございます。庁内に情報共有をお願いいたします。

**○委員長（佐藤栄作君）** ほかにありませんか。戸町委員。

**○委員（戸町武弘君）** 一般会計の補正予算について確認したいんですけども、道路とか橋りょうとか公園とかそういった投資的経費が減額補正されたということでよろしいのでしょうか。確認です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 財政課長。

**○財政課長** そのとおりです。今回、投資的経費の部分が減額補正となっております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 戸町委員。

○委員（戸町武弘君）都市整備局から話を聞いていないから分からないんですけども、どういった理由でこの減額になったんでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君）財政課長。

○財政課長 理由としては、書いているとおりなんですけれども、国の予算どおり当然執行しようと思っていたんですが、国の内示が予算を割ったというところで、今回減額補正をしています。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）こういった国から内示でもらえなかったというようなことというのは、北九州市においてこれまで多々あるのでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君）財政課長。

○財政課長 国の内示については、年によっていろいろ違いますが、年によっては内示を超えることもありますし、年によっては内示を割ることもあります。今回は減額補正をしているという形になります。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）ということは、こちらが北九州は必要ですよって言っても国がつけなかったことはよくある話だと理解してよろしいわけですか。

○委員長（佐藤栄作君）財政課長。

○財政課長 そういうこともあります。逆に、内示増ということも過去いろいろあっています。年によって国の予算の動向とかでいろいろ変わってきますので、一概に言えないんですけども、内示増のこともありますし、内示減も両方あり得るということです。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）投資的経費の考え方は様々あるんでしょうし、国の関係もあるけども、やはり気候が随分変わってきて、たまたま北九州にそんなに大きな台風も来ていない、地震もほとんどないということで、大規模な災害はないんですけども、日本国中を見てみるとかなり災害で困っているところがあります。投資的経費を安易に下げればいいという議論ではなくて、やはり必要なところは財政・変革局もしっかり都市整備局と話し合って、気候変動に対する災害を予防できるような北九州のインフラづくりに理解を示してください。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）財務部長。

○財務部長 補足で。国の内示の関係は、今財政課長が申し上げたとおりでございます。減額補正しているのが例えば土木費で道路橋りょうといったところになりますので、内示が減ったということはありますけども、事業そのものが廃止されるわけではございません。先ほど財政課長が申し上げたとおり、全国的なもので交付金とかを配分いたしますので、私どもが当初予算で予定していたものを下回って交付されることもあります。一方で、今回増額の補正をしているのは道路橋りょうの中でもボックスカルバートとかを入れて国土強じん化に資するもの

で、私どもが全体のスタミナの中で次年度以降やろうと思っていたところが国費がついたところを前倒しでやると。一方で、つかなかったところは来年度しないといけませんので、そこは引き続き国に交付金を要望するというような流れになります。事業そのものの進捗をスローダウンするとか中止にするとかといったことを市の予算としてやっているわけではないということは御理解いただきたいと思います。

**○委員長（佐藤栄作君）** 戸町委員。

**○委員（戸町武弘君）** 投資的経費を抑制するということが随分言われているわけなんです。だから、今こういう話をしております。財政・変革局としても、都市整備局と話し合って、本当にやらなければならない事業はぜひやって、住民の生命と財産を守る努力を要望します。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** ほかにありませんか。三宅委員。

**○委員（三宅まゆみ君）** 1点お尋ねします。マイナンバーカードの更新についてです。

更新が今からたくさん起こるということで、郵便局でということなんですけれど、郵便局も日曜日がお休みのところとかが結構ございます。どうしても平日に休みじゃない、土曜日もしくは日曜日が休みというようにときに、更新はどのようにされるのかが1つ。

それから、今非常に高齢化が進んで、軽度認知症も含めて高齢者の方たちの認知症の割合が非常に増えていて、65歳以上は軽度認知症も含めると実は4分の1以上じゃないかとも言われています。そういった中で、このマイナンバーカードをなくすという、今までは保険証が別にあっただけで、高齢者の方はマイナンバーカードをそんなに使わなくて、保険証で大体病院にかかれていたと思います。最近少し、マイナンバーカードで受け付けますというような病院も増えてまいりましたし、これを使われている方もいらっしゃるかもしれませんが、どこかに直していたというようにときに分からなくなる。実は私の母もすごく物忘れが最近増えて、多かったので、連れていくとやっぱり軽度認知症だと言われてはいるんですけれど、生活については全然普通なんですけど、いろいろなものをなくすんですよ。これはうちの母だけじゃなくて、周りの方も本当にないないないないなって言うと、よくお聞きをします。

なくした場合には区役所に行かないといけないと思いますけれど、そういった意味ではどうしても区役所の比率が高くなるのかなと。本当は近いから郵便局で新しく再発行ができれば一番いいと思うんですが、そのあたりはどのように考えておられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** マイナンバーカード、そして電子証明書に関してのお尋ねでございます。

まず、電子証明書の更新の休日、土日の対応についてでございますが、現状やこれからもございますのが、小倉のリバーウォークの1階にマイナンバーカードサテライトコーナーというのがございまして、そちらは水曜、木曜はお休みですが、土日も含めて、あと月火金は開いて

ございます。月火金は夜7時半まで受け付けておりまして、土日は朝9時から17時30分まで対応させていただいております。

それと、各区役所で大変御利用いただいておりますが、毎週木曜日は各区役所市民課の窓口が19時まで延長を行っておりますので、現状はこちらを御利用いただければと考えてございます。

続きまして、高齢者の方がマイナンバーカードをなくした場合ですが、郵便局にお願いしているのがカード本体ではなく、カードのICチップに入っている部分の電子証明書の更新でございますので、カード本体をなくしたら区役所の窓口で再交付の相談をしていただく。再交付の申請書等がございますので、再交付は区役所でお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 三宅委員。

**○委員（三宅まゆみ君）** ありがとうございます。

やっぱり土日の対応というのはなかなか、例えば小倉北区まで来ようと思っても、車のある方は非常にいいんですけど、そうでないと難しい。高齢者の方は、別に土日じゃないと駄目だということはないと思ひますけれど、家族が連れていくのがというのもあって、土日、そういった対応も今後ぜひ。たくさんの方が一度に更新をしなければいけないという時期には必要なのではないかなと思ひますので、ぜひ御検討いただきたいと思ひます。

それから、もう既になくして分からないとか、この更新時期を逃してしまうと要はチップがもう利かなくなるということだと思ひますけれど、その状態でずっといて、病院にそのままそれを持っていくという方も今後出てくるのではないかなと思ひます。ですから、広報をしっかりと。マイナンバーを更新しなければいけないということを広く皆さんに御理解いただけるように、特に自治会とか高齢者の集まり、既に終わっているところも多いですが、高齢者の集まりがこの秋にまだ残っているところとか、そういったときには、マイナンバーカードを更新しなければいけないというようなことを、例えば区長とかはよく呼ばれていらっしゃるしやいますので、お話をいただくとか。身近にお話をしないと、高齢者の方々は何か来ても眼鏡をかけないと見えないから見ないと分からないとか、これはどうしたらいいのっていうようなことがすごくあると思ひます。そこは分かりやすく御説明が必要なのではないかなと思ひますので、ぜひ休日の対応と、告知というか広報、そこをしっかりとやっていただきたいと要望させていただきます。

**○委員長（佐藤栄作君）** ここで、副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

**○副委員長（三宅まゆみ君）** 佐藤委員。

**○委員（佐藤栄作君）** 最後に1点、投資的経費についてなんですけれども、市長質疑でもお尋ねしたんですが、620億円のキャップをかけて今やっている中で、物価上昇の影響がかなり大きく出ているということですね。そのキャップをかけていた当時はこれほど物価が上昇することは想定されていなかったわけで、今は物価が上昇したせいで、この620億円分のボリュームと

いうのを確保できない状況があるわけですね。

それとあわせて、先ほど、国の内示が予定どおりもらえなかったということになったわけで、そうすると、物価上昇とかそれによる膨張圧力、それから国の内示の減によって、事業廃止ではないけれども結果的に先送りになるということなので、市内の事業者の中でやっぱり業績において公共事業のウエートが大きい会社もたくさんあると思うんですね。そういうところからすると、ダブルパンチのような形で影響を受けると思うんです。そうすると、今後こうした市内の公共事業に携わっている方々の仕事や暮らしを守っていくということを考えたときに、やっぱり現状の在り方については早急にいろんな形で検討すべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○副委員長（三宅まゆみ君）** 財政課長。

**○財政課長** 委員がおっしゃるように、今、物価高の影響、あと公共施設の老朽化対策の緊急度の高まりとか、投資的経費を引き上げなければいけないような要素もある一方で、投資的経費は財源として市債を活用しています。市債は将来の公債費に跳ね返ってきます。今、日銀の政策金利の変更もありまして、金利の上昇も高くなってきていますので、そのバランスをしっかりと取っていく必要があるかと考えております。そういった様子をこの間のX会議でもいろいろ報告していますけれども、新たな投資的経費の方針について今年度中に予算編成に併せてお示しすることとしています。今検討作業を進めていますので、また今後いろいろと明らかにしたいと考えております。以上です。

**○副委員長（三宅まゆみ君）** 佐藤委員。

**○委員（佐藤栄作君）** 政策金利の話もあったんですけど、まだまだやっぱり金利自体は低い状況にあると思うんですよ。きちんと金利が安いうちに借りるってということも検討すべきだと思いますし、公共事業も限られた財源の中で優先順位をつけて、今皆さん一生懸命知恵を絞って頑張っておられると思うんですけれども、優先順位の高い事業においても物価上昇という影響はかなり大きく受けているわけですから、そこは真剣に考えていただきたいということを要望して、終わります。

**○副委員長（三宅まゆみ君）** ここで、委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

**○委員長（佐藤栄作君）** ほかにありませんか。

ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

次回は10月7日午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

---

総務財政委員会 委員長 佐藤 栄作 印  
副委員長 三宅 まゆみ 印